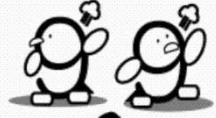


2018年10月69号

平和憲法を守ろう!

9 ひらつか



9条の会 ニュース

文責：事務局長 司法書士 大谷 潔 Tel.0463-24-0702/FAX 24-0712
連絡先：〒254-0043 平塚市紅谷町14番30号平田ビル3階 平塚松風司法書士事務所
Email: matsukaze@mb.scn-net.ne.jp ホームページ: <http://www.hiratuka9jyou.com/>



芙蓉
九月末には一杯の花が咲きましたが、台風で、花はみんな散ってしまった。蕾はまだ多く残っていたので十月の中旬には、また、花が開き花の蜜を吸いに、昆虫たちが一杯集まってきました

giyo-column

★自民党総裁選では、安倍首相が、石破元幹事長を破って、三選されました。安倍首相は、「秋の臨時国会に自民党の改憲案を提出する。当選後の三年で改憲にチャレンジする。」と、期限を切って、改憲を最大の課題にしようとしています。

★北朝鮮と韓国の間では、三回目の南北首脳会談が開催され、朝鮮の非核化が明確に宣言されました。また、米朝の二回目の会談も近いうちに開催され、東アジアの平和の展望が明らかになってきつつあります。

★沖縄県知事選挙では翁長前知事の遺志を継ぎ、辺野古米軍基地反対を訴えた玉城デニー候補が当選しました。沖縄の民意は辺野古新基地を作らせないということが明確になりました。

★世界と日本の民意は明らかです。安倍首相は、改憲に執念を燃やすのではなく、世界の流れである、対話による平和外交を進めることです。辺野古基地建設をやめ、憲法改正の提案をやめるべきです。

自民党改憲案の問題点 2

講演「安倍 9 条改憲阻止と平和の展望」(2)

講師 小澤隆一教授 (東京慈恵会医科大学、憲法学)

前回のニュースで紹介した、総会での小澤隆一先生の講演の続きです。前回は、憲法 9 条に自衛隊を盛り込むことにより、平和憲法の 9 条が事実上無意味となることが指摘されました。今回は、緊急事態条項の自民党改正案の内容と危険性、および平和の展望についてです。

緊急事態条項は必要か

自民党は、衆議院が解散などの場合でも「大地震その他異常かつ大規模な災害」に対する緊急事態時に対応するため、第 1 に国会議員の任期延長 (64 条の 2 の改正) や、第 2 に内閣としての対策を瞬時におこなうため、国会など通さず、内閣による法律に匹敵する政令制定を可能にする (73 条の 2 の改正) 緊急事態条項が必要なので、憲法改正が必要だと主張しています。

しかし、現憲法でも、国に緊急の必要があるときは、内閣が参議院の緊急集会を開くことができ、そこでとられた緊急措置をとることができます。また、後日開会された衆議院で同意された場合にのみその効力を継続することができるのです。

また、大地震のような自然災害については災害対策基本法や大規模地震特別措置法などで詳細に定められています。例えば災害対策基本法 109 条には、「国会が閉会中または衆議院が解散中・・・内閣は次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるために、政令を制定することができる。」となっており、その中身は生活必要物資の配給、災害復旧費や生活安定物資の供与、金銭債務の支払い延期などが定められています。



軍事的有事に適用可能

自民党改憲案の緊急事態条項のもともとも狙いは、「大地震その他異常かつ大規模な災害」と規定しており、自然災害は添え物で、武力攻撃を受けた際の災害も想定していることです。本来、災害対策基本法は、憲法 9 条では、軍事的攻撃に対処することは考えていないため、自然災害のみを規定したものです。しかし、自民党の憲法改正案の緊急事態条項が盛り込まれると、軍事的有事にも適用可能となります。すでに憲法違反の「国民保護法」は武力攻撃災害の規定があり、日本が先に他国を攻撃した結果と

しての反撃としての武力攻撃も含まれます。そうすると、従来憲法 9 条の考え方 (多国間の争いの解決は、武力によらない対話による解決) から大きくはずれ、武力を前提とした他国への対応や緊急事態条項 (選挙を行わず政府が継続し、国会を通さず内閣だけで法律を作

成)による独断専行が可能となります。

憲法9条で東アジアに平和外交を

昨年までは北朝鮮の核実験やミサイル発射などの武力を前提とした国際問題は存在しました。安倍首相の対応は、武力による脅し外交のみで、北朝鮮との対話外交を行っていませんでした。

今年になって、米朝会談、韓国と北朝鮮との会談で、朝鮮半島の非核化や朝鮮戦争の終了など平和の話し合いが進み、武力対応から対話による平和解決に大きく転換しました。日本は世界の流れに対応できませんでした。

日本政府は、対立をおおるような自衛隊の合憲、緊急事態条項などの憲法改正はやめるべきです。それは、世界の流れに逆行します。現日本国憲法の9条をいまこそ生かした平和外交にこそ、日本独自の外交、東アジアの平和を達成する展望がひらかれることは明らかです。



映画「沈黙－立ち上がる慰安婦－」の感想

事務局

当会が参加する第16回平和を語りつぐ実行委員会では、映画「沈黙－立ち上がる慰安婦－」の上映会とパク映画監督トークを、7月22日に市民活動センター会議室で開催しました。

この映画は、日本軍によって強制的に連行され、慰安婦として性暴力に蹂躪された韓国のハルモニ（おばあさん）たちの恨（ハン）を記録したドキュメンタリー映画です。

韓国では一言もものを言えなかったハルモニたちが、1994年日本政府に謝罪と個人補償を求めて来日し、日本軍の犯罪を証言しました。「私たちは娼婦ではない」「一度は葬られた人間」「政府の責任を獲得する迄200年でも300年でも生きる」と、名誉回復を訴える姿には、人の魂の凄みさえ覚えました。

「法的責任は解決済み」としか対応しない日本政府。

「こんな政府で日本国民は満足しているのか」と言われている気がしました。朴監督のお話では、「若い方たちの関心も高く、今回、渋谷上映の際には、元多摩高校生二人が登壇して、講堂でハルモニから話を聴いたと話してくれた」そうです。韓国の人たちとの本当の友好関係を持つためには、日本の過去の誤りを理解することが必要です。若者のなかにもそのことを理解する発言があり、少しほっとしました。



文集（日本国憲法と私）作成のお願い

第2次世界大戦での悲惨な経験から、日本は2度と戦争をしないと誓い、現在の日本国憲法を決めました。「9条の会」では、日本国憲法のもとでは戦争はないと喜んだこと、日本国憲法の平和主義に心を打たれたなど、日本国憲法と私に関する思いやできごとを記録として残し、次の世代に語り継ぎたいと考えています。そのための文集を作成しようと考えています。皆さんの積極的な参加をお願いします。四百字詰め原稿用紙の1~2枚程度、今年中に、事務局長あてに郵送、もしくはメールでお願いします。

9条の会 スケジュール

●定例学習会

11月24日（土）14:00~16:00 中央公民館 3B 会議室 日本国憲法の輪読(3)

●署名・宣伝活動

10月19日（金）17:00~18:00 南口ラスカ前宣伝活動

11月03日（土）14:00~15:00 北口ラスカ前宣伝活動

11月19日（月）14:00~15:00 北口ラスカ前宣伝活動

12月03日（月）14:00~15:00 北口ラスカ前宣伝活動

12月19日（水）14:00~15:00 北口ラスカ前宣伝活動

2019年

01月14日（月）13:00~14:00 総合公園体育館前 成人式宣伝

01月19日（土）15:00~16:00 北口ラスカ前宣伝活動

●月例会

11月10日（土）10:00~12:00 月例会 市民活動センターA 会議室

12月08日（土）14:00~16:00 月例会 中央公民館 3階C 会議室

●新年会

2019年1月19日（土）12時から14時、15時から16時宣伝

●自主上映会「辺野古ゲート前の人びと」

10月19日（金）1回目10時30分~、2回目13時30分~市民活動センターAB 会議室
政府が辺野古新基地建設を強行する中、基地建設に反対する県民や支援者のゲート前でスクラムを組み、戦っている様子、やそれを排除する権力の真実を知らせます。